

## 李朝初期における承文院の設立とその機能

桑野, 栄治

<https://doi.org/10.15017/1936939>

---

出版情報 : 史淵. 131, pp.23-56, 1994-03-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 李朝初期における承文院の設立とその機能

## 目次

- 一、はじめに
- 二、承文院の設立経緯
  - 1、文書応奉司の設立
  - 2、承文院の設立
  - 3、承文院の機構
- 三、承文院の機能
  - 1、事大文書の作成
  - 2、吏文の教育と製述
  - 3、吏文謄録の撰集
- 四、吏文習読官について
- 五、むすび

桑 野 栄 治

## 一、はじめに

前近代における朝鮮の伝統的対外関係は主として中国と日本との関係である。両国との関係を管掌する官署として、李朝時代には礼曹がその主導的役割を果たし、礼曹の管轄下にある諸官庁はさまざまな外交事務を担当した。そのうち外交文書を掌った官庁が承文院である。

李朝時代の承文院は高麗時代の文書監進色を改称した文書応奉司をさらに改称したものである<sup>①</sup>。職制上のその機能について、高麗時代の文書監進色と李朝時代の承文院とでは変化があったのか、という疑問があるが、高麗の文書監進色については史料の制約上、ほとんど不明であるといわざるをえない<sup>②</sup>。ただ、高麗末期に新進士大夫は政治的必要から対明外交に力を注ぎ、そのため忠恵王元年（一三三一）に吏学都監を設置し、恭讓王三年（一三九一）にはそれまでの漢語都監を改称して漢文都監を置いたこと<sup>③</sup>から、高麗末期より吏文に対する関心は高まっていたとみられる。もちろん、それ以前の忠烈王二年（一二七六）には訳学機構として通文館が存在していたことはいままでもない<sup>④</sup>。

周知の如く、高麗時代の政府機構は李朝建国当初より全面的に改革整備され、成宗代に『経国大典』が撰進（成宗十六年「一四八五」）されて、いちおうの完成をみる。このような政府機構の改革整備のもとで、建国当初の文書応奉司の職制は太宗代に承文院と改称されてほぼそのまま適用され、その後さらに段階的に制度改革が進み、世祖代にその職制がほぼ制定されたとみることができる。

このように李朝初期は両班を中心に法制的整備を行なった時期ではあるが、それと同時に訳官、医官、観象監官、算官、律官、画員、写字官などのいわゆる中人の身分を成立させる前提となった時期でもある<sup>⑤</sup>。このような身分制度が形成される過程で承文院の官員は外交の実務を担当し、外交文書作成についての特殊な技術と知識をもっていた。彼らはまさに外交の実際の運営者であったともいえよう。

従来、言語学史的関心から承文院の機構に言及した論考はあっても、承文院がいかなる事情と背景のもとで設立され、いかなる事務を管掌していたのかについて、歴史学的な立場から本格的に論じられることはなかった。本稿では、李朝時代の事大・交隣の舞台裏となった承文院の設立経緯とその機能の実態を解明し、その後の展開過程を明らかにしようと思う。それにより、李朝時代の政治制度の一端を究明せんとするものである。

## 二、承文院の設立経緯

### 1、文書応奉司の設立

対明外交文書を作成するには、その前提として外交文書に使用される特殊文体である吏文の教育と学習が必要となるが、李朝建国のごく初期の太祖・定宗年間（一三九二～一四〇〇）においてはそうした機関はとくに設けられてはいない。ただ、太祖二年（一三九三）九月に司訳院が設置され、その職掌は華言すなわち漢語の肄習であった。

置司訳院、肄習華言、（『太祖実録』卷四、二年九月辛酉「十九日」条）

司訳院は通訳を担当する訳官を選抜し、外交官の養成を目的として設置された機関である。一方、外交事務とくに外交文書を掌る機関はこの時期にはいまだ成立をみない。しかし、太宗四年（一四〇四）八月の時点ですでに承文院の前身たる「応奉司」が設置されていたことは間違いない。『太宗実録』には次の如くある。

命議政府議台諫上疏、以聞、司憲府上疏、（中略）一、応奉司、掌一国文書、其学文之士、悉皆属焉、至於漢吏之文、独唐誠掌之、若一朝有故、則不学之人、難辦其任、願自今、択文翰之士聰明博学果芸者、預習吏文、以備他日之用、（中略）議政府議、並如憲府所申、（後略）（同書、卷八、四年八月己丑「二十日」条）

この記事は、文翰の士にして聰明博学の者を択び、吏文を学習させるよう司憲府が上疏したことを伝える。ここに「応奉司、掌一国文書」とみえる如く、応奉司とは一国の文書を取り扱う機関であり、漢文と吏文の才に長けた者を

必要としていたことを知らしめる。これがすなわち文書応奉司である。この文書応奉司の正確な設立年次については定かではないが、漢・吏文は当時は唐誠（?）一四一三年）ただ一人に委ねられていたという。唐誠の卒伝<sup>(6)</sup>によれば、唐誠は浙江省明州（寧波）の人で、元末に兵を避けて高麗へ逃れてきた。律令に通曉していた彼は李朝建国後には李元弼に代わって事大文書に使用する吏文を掌り、のちに文書応奉司の提調となつてからは、事大文書のほとんどをみずから審覆し、差誤も少なかったという。唐誠は太宗の信任が厚く、当時の事大文書は彼に一任されていたため、それゆえに万一、彼に事故があつた場合に備えて、彼の代理として任務を遂行できる人材を確保する必要に迫られたのである。これにより、吏文習得者の養成が李朝政府では懸案となつていくことが知られよう。

翌年の太宗五年正月になると、議政府の庶務が六曹に分属・付与され、同年三月には礼曹が六曹の分職とその所屬を詳定したが、文書応奉司は司訳院とともに礼曹に所屬する機関とされたのである。<sup>(7)</sup>

では次に、文書応奉司の設立事情についてみることにしたい。

文書応奉司の重要性は、次にあげる『太宗実録』の記事によくあらわれている。周知の如く、李朝の科挙制度は建国まもない太祖元年七月に高麗の科挙制度を改訂してまず文武科を制度化し、同年翌月には官学で養成された官吏候補者を科挙と取才により国家官吏に登用する七科入官補吏法を制定した。<sup>(8)</sup>七科とは、文科・吏科・訳科・陰陽科・医科・武科であるが、漢吏科については整備されていなかったのである。これを不満として吉昌君権近は、いわゆる勸学事目十二条件を上書し、そのなかで次の如く述べた。

一、漢吏之文、事大要務、不可不重、今医・訳・陰陽・律学、皆有科目、而此独無、誠為闕典、乞依前朝明經科例、文科終場、並試吏文之士、許於正科、同榜唱名、使與雜科殊異、其赴文科者、有欲并試吏文聽、乃於正科之内、加其分数、（『太宗実録』卷一三、七年三月戊寅「二十四日」条、権近上書「勸学事目十二条件」）

権近の提言によれば、漢文と吏文は事大主義を掲げる李朝国家にとって重視せねばならない。ところが、医・訳・陰

陽・律学などの雑学（いわゆる十字）にはすべて科擧の試験が整備されているにもかかわらず、ただこの漢文と吏文については該当する科擧試験がないのは闕典といわざるをえない。そこで前朝高麗に文臣を登用するために進士科とともに制度化した明経科の例にならない、文科終場には吏文の土も試験をし、雑科としてではなく正科の科擧及第者として発表すること、文科を受験した者で、吏文を併試しようとする者はこれを許可し、正科のなかにその成績を加算するよう上書したのである。

これは李朝建国後に初めて漢吏科が実施されたことを伝える記事であるが（漢吏科の置廢については後述する）、文書応奉司の重要性は漢文・吏文の熟達にあり、それは権近の「漢吏之文、事大要務、不可不重」との言に集約されているといえよう。<sup>9)</sup>

では、文書応奉司とは具体的にいかなる機構であり、いかなる職務をもっていたのであろうか。のちの承文院の機構およびその職務と比較検討する前提として、まずこの点を提示しておかねばならない。それには、次の記事に注目すべきである。

議政府啓文書応奉司講習吏文之事、從之、啓曰、依応奉司手本、節該、吏文事大急務、年前、扱其吏学可當三十員、口伝、然以職任遷転、或在政曹要務、或在決事出納、或除外任、其中前衛人員、多方託故不仕、以致吏学虚疎、不可不慮、司所任兼官下批、依刑曹都官例、除本司仕官、專委習業、得此議、得以其司為三品衙門、知事一、正三品、僉知事一、從三品、檢討官二、四品、校理官二、五品、修撰官二、六品、書記四、參外、以吏文習熟、人員事簡、各司祿官、兼任下批、並除本司仕上直出使外任等事、提調官、毎日坐起教訓、考其知事以下吏文習熟多少、制作工拙、以憑除擢、在前、口伝施行、前衛吏学成才人員、及能行書写所任人員、其司隨品權知、口伝仕官修業、及其成才、申聞擢用、提調官以下、勤慢考察、司憲府毎日擲奸、從之、〔太宗実録〕卷一六、八年十二月甲戌「一日」条）

これは、太宗八年十二月に議政府が文書応奉司の報告書に基づいて、文書応奉司の吏文講習に関する諸規定を定めたことを伝える記事である。明に対して事大關係を結んだ李朝にとって、吏文は急務であり、三十人に吏学を担当させていたが、ことに託けて出仕しない者が続出するようになり、吏学が疎かになっていた。そこで文書応奉司を三品衙門として正三品の知事一人以下、参外の書記四人にいたる官制を布いたのである。知事以下の官員は吏文を習読することが職務であり、その上部機構として提調官を設置した。この提調官については後述するが、毎日出仕して承文院官員の教育にあたり、知事以下の吏文の習読状況を監督することが義務づけられていた。<sup>19)</sup>

以上みた如く、文書応奉司は少なくとも太宗四年八月には設立されていた。太宗代に唐誠に事大文書の審覆が一任されていたため、彼に代わる吏文の習熟者を必要とするようになり、文書応奉司が設立されたのである。

## 2、承文院の設立

文書応奉司の官制についてはその後しばらく変化がない。たとえば、議政府は太宗十一年六月に文書応奉司の事宜を次の如く上啓した。

議政府上文書応奉司事宜、啓曰、文書応奉司呈、本司專掌事大文書、所係匪輕、前此、以王府文書、応奉司并郎舍口伝專習職事、近於永樂六年（太宗八年、筆者註）間、以兼官教下、正三品、知事一、従三品、僉知事一、四品、檢討官二、五品、校理官二、六品、修撰官二、参外、書記四、專習吏文、以備製述、近来、或因本司務劇、或因遞代無常、竟無実効、乞依曾設銜名員數、充為禄官、広選可當職任者、敦加奨勸、以備任用、其書写文書兼習吏文、亦以他官兼之、仍令提調官、逐日坐司、嚴加考察、每於朔望、擬出題目課試咨呈奏啓、第其分數、置簿記錄、以憑歲季試才之考若案司、一節繳連、上押事大文書、提調官、坐本司僉押、以申敬謹之礼、永為恒式、從之、（『太宗実録』卷二一、十一年六月壬辰「三日」条）

これによると、太宗八年十二月には文書応奉司の官制が定まり、官員に吏文を教育して事大文書の製述に備えてはい

たが、文書応奉司の職務は多忙であるうえ、しばしば官員が転任したために、十分な効果をあげることができなかった。そこで、議政府は広く適任者を選抜して奨励する方針を固めたのである。提調官の任務については、太宗八年の方針どおり官員の勤務状況を考察するとしており、この点においては変わらないものの、毎月朔望に彼らの成績を記録し、年末の勤務評定に備えるなど、提調官の任務が具体化したことを窺わせる。

ところが、文書応奉司は同年同月十九日に承文院と改編された。わずか半月後の改編であったことからみて、さきの議政府の上啓は、改編のための事前策であったと考えられよう。

改文書応奉司為承文院、置判事一、正三品、知事一、從三品、僉知事二、從四品、校理二、從五品、副校理二、正六品、正字二、從七品、副正字二、正八品、先是、応奉司專修事大文書、不論時散、扱堪其任者差之、歳久、以補銓選、至是、為禄官、革承寧府合典農寺、革宗簿令・敬承府少尹一・司宰注簿・校書副校理・供正庫注簿・成均諄論博士・京市注簿、以置承文院禄官、(『太宗実録』卷二二、十一年六月戊申「十九日」条)

この記録にみる如く、承文院の長官たる正三品の知事を判事と改称したが、承文院が正三品衙門であることに変わりはない。また、下級機構である参外の書記四人を正字・副正字と改称し、それぞれ從七品・正八品としたが、承文院の構成員はやはり十二人のままである。もちろん、承文院の職掌は事大文書の専修である。

これ以後、承文院機構の制度化は急速に進むことになる。まず、同年八月には承文院に提調を置いた。

置承文院提調、又置書員十五人、七品去官、書吏十五人、八品去官、(『太宗実録』卷二二、十一年八月戊戌「十九日」条)

このとき、提調とともに十五人の書員と十五人の書吏が設置されている。一般に中央官衙に所属する書員は使喚雑役のみならず、国初の書吏と同じく文書・会計・公事伝達等の実際の事務を担当したことから、承文院の書員もおそらくは事務担当官であったとみられる。一方の書吏については『経国大典』吏典によれば十人に減員されたものの、



京衙前として存続する。<sup>12)</sup> それゆえ、右に引いた実録記事はこのとき承文院の下部機構が編成されたことを意味するものである。

ついで同年十一月、領議政河崙が承文院都提調に、判漢城府事鄭以吾が提調に、吏曹判書李稷・西川君韓尚敬・礼曹判書俛眉寿が検校にそれぞれ任命された。<sup>13)</sup> 承文院に提調が設置され、そして都提調と提調が実際に任命されたことにより、承文院の機構はこの太宗十一年を以てひとまず整備されたといえよう。

都提調は通常、当該の官司に出仕しないのが原則であるが、承文院と巡禁司（のちの義禁府）の都提調は例外であり、常時出仕するよう義務づけられていた。

吏曹啓都提調不坐其司、啓曰、各司提調内、正一品称都提調、従一品以下称提調、一品以上除承文院・巡禁司外、不坐其司、従之、（『太宗実録』卷二七、十四年六月壬子「十一日」条）

すなわち、都提調は正一品職が兼ね、提調の場合は従一品職以下が兼ねたのである。

そして、太宗十七年六月に、承文院の下部機構たる参外官が増置された。

増置承文院参外官、礼曹啓曰、本院、吏文預習、製述事大文書等事、匪輕、今以新及第十人、依三館例、称權知副正字、口伝施行、在前、参外禄官、唯従七品二、正八品二而已、中軍副司正五十五、左右軍副司正各五十四内、各除一於本院、加設正・従九品各二、在前、従七品正字、改正七品博士、正八品副正字、改著作郎、其加設正九品二、従九品二、以正字・副正字称号、従之、（『太宗実録』卷三三、十七年六月乙未「十一日」条）

従来、承文院の参外官としては、正字二人（従七品官）と副正字二人（正八品官）の計四人を配置していたが、正字を博士と改称して正七品官に昇格し、副正字を著作郎と改称した。さらに別途に正字二人と副正字二人をそれぞれ正・従九品官として置いた。吏文を預習すること、事大文書を製述すること、この二点がなによりも重視されたため、参外官を増置したのであった。

以上みた如く、太宗十一年六月に文書応奉司を改称した承文院は提調制を備えて発足し、同十七年六月に参外官を増設したことにより、承文院の機構はひとまず整備されたといえよう。

次に、承文院の所在地について検討しておこう。

『世宗実録』地理志（内容は世宗十四年「一四三二」当時のもの）には承文院に関する記録は残されていない。そこで承文院の所在地に関する記録としては、次にあげる『新增東国輿地勝覽』（中宗二十六年「一三五二」）の記録がもっとも適当であろう。

承文院「在弘礼門外、掌事大交隣文書、（後略）」（『新增東国輿地勝覽』巻二、京都下、文職公署条、承文院の項）（「」内は割註、以下同じ）

これにより、李朝初期の承文院は禁内の弘礼門外に設置されたことが知られる。

しかし、承文院が禁内に設置されたのは世宗代のことであり、李朝建国初期にはそうではなかった。というのも、この記録のすぐあとには「李淑城題名記」として次の如き記録があるからである。

（前略）世宗莊憲大王十五年癸亥、改僉知為副知、且以院在北部陽徳坊里、混閭巷、殊非蔵欽降詔勅敬重之意、遂移入禁内、別建閣于北隅、以蔵之、（後略）（『新增東国輿地勝覽』巻二、京都下、文職公署条、承文院の項、李淑城題名記）

李淑城は李朝初期に吏曹参判にまでのぼった文臣であり、成宗代に『東国通鑑』を修撰した人物として著名である<sup>15</sup>。彼の題名記によれば、承文院が王都漢城の北部陽徳坊里にあり、閭巷に混じっていたという。当時の漢城府の行政区画は中・東・西・南・北の五部に分かれており、陽徳坊は北部の管轄下にある十坊のうちの一つである<sup>16</sup>。しかし、明の皇帝が降した詔勅をここに収蔵するのは、敬重の意に違うとの理由から、承文院を禁内に移設し、その北隅に閣を別建して詔勅を収蔵せしめたのである。

ところで、ここには「世宗莊憲大王十五年癸亥」とあるが、世宗十五年は干支でいえば癸丑の年にあたり、癸亥の年は世宗二十五年であるから、この記録には混乱が生じている。承文院が禁内に移設されたのははたしていずれの年であろうか。そこで、次の『世宗実録』の記事に注目したい。

承文院提調刑曹判書安崇善啓、承文院、即古之文書応奉司也、蔵諸詔勅及事大交隣文書、關係匪輕、請移於禁内、從之、(同書、卷一〇〇、二十五年五月丁巳「三日」条)

右に引いた記事は、ときの承文院提調たる安崇善が詔勅および事大交隣の文書を収蔵する承文院を重視し、禁内に移設するよう上啓したことを伝える。これはまさに世宗二十五年(一四四三)の記録であり、よってさきに見た『新增東国輿地勝覽』所載の題名記に「世宗莊憲大王十五年癸亥」とあるのは、「世宗莊憲大王二十五年癸亥」の誤りであったことになる。<sup>17)</sup>

以上のことより、承文院は漢城の北部陽徳坊里にあったが、詔勅と事大交隣の文書を収蔵する關係上、世宗二十五年に禁内へ移設されたことが明らかとなった。<sup>18)</sup>

### 3、承文院の機構

ここでは、承文院を構成する官職について、とくに太宗十七年以降のその変遷を追究してみようと思う。

承文院はいわゆる提調制度をとっている。すでに検討済みのことではあるが、太宗十一年に都提調と提調が任命された。しかし、提調の官員と定数については明確に制度化されてはいなかった。そこで、承文院の提調として任命された官員およびその定数についてさらに詳しくみておくことにしよう。

まず、世宗五年三月に、吏曹は各司の実案提調を上啓した。

吏曹啓各司実案提調及提調、(中略)承文院実案都提調二、左議政・右議政、実案提調一、礼曹判書、実案副提調一、知申事、提調四、(後略) (『世宗実録』卷十九、五年三月乙巳「二十四日」条)

これによると、承文院の実案都提調は左議政と右議政の二人であり、実案提調は礼曹判書一人、そして実案副提調は知申事（都承旨）一人であった。この場合、たとえば実案都提調は左議政と右議政の二人であるから、左・右議政に任命された者は自動的に就任したその日から承文院の都提調となるのである。その後、世宗十九年十一月に議政府は堂上実案提調の改定を上啓したが、承文院の実案提調については改編の対象とはならず、左・右議政二人のままであった。<sup>(20)</sup>

最終的に都提調と提調・副提調の定数は、のちに『經国大典』吏典に次の如く規定された。

（前略）都提調三員〔議政〕、提調・副提調無定数〔正一品称都提調、二品以上称提調、通政称副提調、下同〕、（同書、卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項）

すなわち、正一品の都提調は三人であったが、二品以上の提調と通政大夫（正三品堂上）の副提調についてはとくに定数はなかったのである。

この承文院の提調の役割、ひいては承文院が国家の機関として占める位置については、次に引く記事に注目したい。礼曹判書申商啓、（中略）商又啓、承文院專掌事大文書、而提調並兼他務、糾察無暇、乞自今、本曹堂上與提調、常坐本院、考其勤慢、上曰然、『世宗実録』卷五四、十三年十二月乙未〔四日〕条）

礼曹判書申商の上啓内容にみる如く、提調がみな他の任務を兼ねているため、糾察の時間さえままならなかったという。そこで、礼曹の堂上官と承文院の提調はともに常時、承文院に出仕して官員の勤慢を考察するよう請願したのである。右の記事は、承文院が事大文書を専ら掌るといふその性格上、国家にとっては重要な機関であったことを示すものといえよう。

次に、提調以外の官制の変遷についてみることにしたい。

太宗十七年以降の承文院の官制上の変化としては、世宗二年三月に、兪知（従四品官）一人が廃止されたことを取

りあげねばならない。

吏曹啓、中朝欽天監各品員數、只十一、我朝書雲觀員數、至二十七、実為冗濫、請革掌漏四内二、視日四内二、司曆四内二、監候四内二、司辰四内二、并革司諫院司諫一、宗簿寺尹一、芸文直館一、承文院僉知一、典医檢菓四内二、以置集賢殿祿官、從之、命司諫則勿革、(『世宗実録』卷七、二年三月辛巳「十三日」条)

これは、吏曹が書雲觀以下の各司の冗員を廃止し、それらに代えて集賢殿の祿官を置くよう要請したことを伝える記事である。集賢殿は世宗二年三月甲申(十六日)に新設され、世祖代に廃止されるまで三十七年間存続した王立研究所であり、古制研究と編纂事業を主たる機能とする機関であったことはいうまでもない。この集賢殿の新設に先立って、承文院の僉知が冗員とみなされて減員の対象となったのである。先にみた如く、従四品官の僉知事は二人であったから、一人削減したうえ改称したのである。

そして、いわゆる大典体制の基礎が築かれる世祖代には承文院の官制がさらに改革された。

(前略)時、更定官制、(中略)承文院、判事改為判校、知事為參校、副知事為校勘、著作郎為著作、増置校理すなわち、世祖十二年(一四六六)正月には判事・知事・副知事・著作郎をそれぞれ判校・參校・校勘・著作と改称し、あらたに校理一人を増置したのである。これにより『經国大典』規定の職制がほぼ成立したことになる。<sup>22)</sup>

以上の承文院の官制の変遷を表示すれば、【表】の如くならう。

その後、成宗元年(一四七〇)三月には上党君韓明澮と綾城君具致寛の書啓により、承文院の実質的な長官たる判校に特典を付与した。従来、通礼院・承文院・奉常寺そして司僕寺の行首官は勤務日数を満たした場合、堂上官に陞進することができた。しかし成宗は、これら四官の長官がみな堂上官に陞進するのはあまりにも多い、と考えたのである。そこで韓明澮は通礼院と承文院の長官に限って堂上官に陞進させるよう要請し、成宗の裁可を得たのであつた。<sup>23)</sup>

【表】 承文院官職変遷表

	太宗 8.12. 1 <sub>1)</sub>	太宗 11. 6.19 <sub>2)</sub>	太宗 17. 6.11 <sub>3)</sub>	世宗 2. 3.13 <sub>4)</sub>	世祖 12.正.15 <sub>5)</sub>	『経国大典』吏典 <sub>6)</sub>
正3品	知事 1	判事 1	→		判校 1	判校 1
従3品	僉知事 1	知事 1	→		参校 1	参校 1
正4品	検討官 2					
従4品		僉知事 2	→	僉知 1	校勤 1	校勤 1
正5品	校理官 2					
従5品		校理 2	→		校理 3	校理 2
正6品	修撰官 2	副校理 2	→			校検 2
従6品						
正7品	書記 4		博士 2	→		博士 2
従7品		正字 2				
正8品		副正字 2	著作郎 2	→	著作 2	著作 2
従8品						
正9品			正字 2	→		正字 2
従9品			副正字 2	→		副正字 2

- 1) 『太宗実録』 卷18、8年12月甲戌(1日)条
- 2) 同 書 卷21、11年6月戊申(19日)条
- 3) 同 書 卷33、17年6月乙未(11日)条
- 4) 『世宗実録』 卷7、2年3月辛巳(13日)条
- 5) 『世祖実録』 卷38、12年正月戊午(15日)条
- 6) 『経国大典』 卷1、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項

四官のうち、承文院の判校に堂上官への陞進の道を開いたことは、のちに『経国大典』史典に、

判校陞堂上官、校檢以上一員久任、(同書、卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項)

と規定されたが、このことはとりもなおさず承文院の位置が他官に比して高かったことを物語るといえよう。

最後に、『経国大典』の成立以後、承文院の七品以下の官についてはわずかながら変動がみられたことを指摘しておきたい。博士以下の官員については『経国大典』史典に、

博士以下又以奉常寺直長以下一員兼、次次遷転、一年、兩都目、二員去官、(同書、卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項)

とある。博士は奉常寺の直長(従七品官)以下の一名が兼任したが、燕山君は博士の名称そのものを問題としたのである。

伝曰、(中略)如承文院博士之称、亦足以使人生驕、其改号、(後略) (『燕山君日記』卷六一、十二年二月辛

酉「一日」条)

命罷芸文館・成均館・承文院・校書館七品以下官、以六品員兼任、(同書、卷六二、十二年五月丙午「二十七日」条)

燕山君十二年(一五〇六)二月に、承文院博士の称号は驕気を生むとして、燕山君はその改号を命じ、つづいてその四ヶ月後には、七品以下の官、すなわち博士以下の官員を廃止して、六品官に兼任させたのである。<sup>24)</sup>このとき七品以下の官が廃止されたのは承文院だけではなく、芸文館・成均館・校書館もその対象となった。しかし、まもなく次代の中宗初年には復設された。李朝時代の承文院機構の変遷はここで一段落するのである。

### 三、承文院の機能

#### 1、事大文書の作成

ここでは、承文院の管掌事務を整理分類して検討する。

『経国大典』史典は承文院の機能を、

掌事大・交隣文書、(同書、卷一、史典、京官職条、正三品衙門、承文院の項)

と簡潔に規定するが、国家政策上、事大文書の作成が最優先された。事大文書の作成には暫定的に集賢殿官が関与することもあったが、これまでにみた如く、李朝初期においては承文院が事大文書を専掌する機関である。そこでまず、事大文書の作成、ならびに進献物品の事前準備状況とについてみておこう。事大文書の作成にあたっては、いくつかの留意事項があった。これについて『李朝実録』中の記事を列記すれば、以下の如くである。

礼曹上進献表箋・方物事宜、在前、正朝・聖節・千秋表箋方物、進賀使、発程日逼、倉卒製造、誠為未便、自今、令承文院、発程前期二朔、進献方物数目及発程日期、前期相考、具録呈報本曹、本曹啓聞、各掌官知会預備、從之、(『太宗実録』卷三三、十七年四月戊午「二日」条)

下旨于礼曹、自今、聖節・千秋・正朝表箋、使臣発行前期二三十日製述、送于承文院、(『世宗実録』卷一九、五年正月甲辰「二十二日」条)

伝旨礼曹、太祖高皇帝以下忌辰、令本曹・書雲觀・承文院書板張掛、每於事大文書、勿以其日填之、且拝表及使臣迎接・慰宴等事、亦不用此等日、(同書、卷一〇〇、二十五年五月丙辰「二日」条)

太宗十七年四月の実録記事によれば、正朝・聖節・千秋進賀使の進献する表箋と方物は、出発の二ヶ月前を期限として定めて承文院にあらかじめ準備させた。つづいて世宗五年正月には、正朝・聖節・千秋の表箋は、使臣出発の二、



三十日前を期限として製述し、承文院に送らせるよう改定している。表箋の製述期限が短縮されたわけである。また、事大文書に明太祖以下の忌辰の日を填してはならないこと、拝表および使臣の迎接・慰宴などの際にもこの日を用いることを禁じた。この明太祖以下の忌辰の日は礼曹・書雲觀・承文院に通達され、大書して張りかけさせたという。このような取り決めがあったにもかかわらず、実際には表箋をはじめとする事大文書を書写する官員が不足していた。このことは、たとえば次にあげる承文院提調による上啓内容によくあらわれている。

承文院提調啓、本院、奏本・啓本及表箋・副本書写人数少、若不勸励、将恐廢絶、自今、每朔三次、吏文製述時、並令写字第其高下、量給分数、當殿最憑考施行、從之、(『世宗実録』卷六八、十七年六月己巳〔二十九日〕条) 承文院提調の啓によれば、もし書写の官員を奨励しなければ、おそらくは廢絶するであろうとまで言わしめるほど、承文院の写字不足は深刻であったようである。このような官員の不足に加えて、李朝国家はまた別の問題を抱えていたと考えられる。というのも、『世宗実録』には次の如き記録がみえるからである。

視事、上謂礼曹判書閔義生曰、承文院專掌事大文書、屢致錯誤者、以其無儀注也、卿其與諸提調議、撰定儀注、(同書、卷九〇、二十二年七月戊申〔八日〕条)

これによると、承文院は事大文書を管掌したにもかかわらず、しばしば錯誤があった。そのため世宗は礼曹判書閔義生に事大文書の儀注を撰定するよう命じたのである。実際、『李朝実録』には事大文書の中に誤字が発見されて、担当者が処罰されたことを伝える記事が散見する。たとえば、世宗代には承文院副校理の金克柔が義禁府に囚えられた<sup>28</sup>。進賀使の表文のなかに誤字があったにもかかわらず、承文院の官員は誰も発見できず、ただ書員の金甲生一人がこれを見つけた。この事件により金克柔は職牒を奪われ、金甲生は賞として副司正(五衛の従七品官)を授かることとなった。事大文書の作成が、当時は必ずしも円滑に進んではいかなかった状況が垣間みることができよう。

さて、成宗二年五月に礼曹は、一時遵行していたものの、『経国大典』に記載されなかった条件を当該曹において

旧来どおり施行するよう請願した。大典体制の形成がいよいよ最終段階を迎えたのである。

礼曹啓、曾下校正斤単字、一時遵行、不載大典条件、開坐以啓、請令該曹仍旧奉行、從之、(『成宗実録』卷一〇、二年五月丁酉「二十五日」条)

『成宗実録』は右の記事につづけて全百三十ヶ条にもおよぶ事項を列挙しているが、このうち承文院に関する条文を抽出すれば、次の三ヶ条が目にとまる。

一、芸文館・成均館・承文院・典校署七品以下官、褒貶中等者、其都目内、勿許遷転、他有遞兎衙門前銜官、褒貶中等者、後等褒貶前、勿許叙用、

一、承文院官員、副本・奏文・咨文・表箋・方物状中、二十道無事書写者、依吏文製述一等候、給一考、勸励、一、承文院諸員・書吏、事大文書磨練時、給別仕二、

そこで、これらの事項が現存する『経国大典』にいかん規定されたのが疑問として生ずるであろうが、実際に『経国大典』を繙けば、これらに対応する条文を次の如く規定している。

芸文館・成均館・承文院・校書館七品以下官、中者、其都目勿遷転、有遞兎衙門前銜官、中者、後等褒貶前、勿叙、(『経国大典』卷一、吏典、褒貶条)

写字者亦第高下、憑考殿最「副本・奏本・咨文・表箋・方物状中、二十道書写者、准一上考、(後略)」、(同書、卷三、礼典、奨勸条)

承文院則事大文書練紙時、每一日、給別仕二「大事則十日、小事則五日」、(同書、卷四、兵典、番次都目条、諸員の項)

最初の条文は、芸文館・成均館・承文院・校書館の七品以下の官員で、勤務成績が中考であればその都目では転任させず、遞兎がある官銜の前職官員で中考の査定を受ければ、次の褒貶がある前には叙用されないことを定める(吏典、

褒貶条)。そして次の条文と最後の条文が事大文書作成に関するものである。まず、副本・奏本・咨文・表箋・方物状のうち、二十件を書写した者は、一上考に准ずる（礼典、奨勸条）との規定は、さきの世宗十七年六月己巳（二十九日）条の実録記事にみた如く、写字不足を解消するための奨励策であった。さらには、事大文書の用紙を準備する際には、一日につき別仕二を支給すること（兵典、番次都目条）が明記されたが、これにより承文院の京衙前たる諸員の任務が明らかとなる<sup>27)</sup>。このように、さきに引いた『成宗実録』中の三件の条文はのちに実際に『経国大典』に規定され、施行されたのである。

もちろん、『経国大典』の最終定着本は成宗十六年（一四八五）正月より行用された、いわゆる「乙巳大典」であるから、さきにもた『成宗実録』の史料中に「大典」とあるのは、成宗元年勘校のいわゆる「辛卯大典」であろう<sup>28)</sup>。

## 2、吏文の教育と製述

次に、承文院において行なわれた吏文の教育とその製述の実態についてみることにしたい。

まず最初に引く記事は、太宗十七年三月に承文院が報告した吏文の肄習に関する事項を、礼曹が上書して太宗の裁可を得たものである。

- 一、本院吏文習熟及能写字官員、陞除他官者、依旧例、仍兼本院職銜、常川肄業、
- 一、在前、吏文肄習人員數少、慮恐將久廢弛、擬合始自今年、文科新及第内、選擇年少善書聰敏者十人、照依成均・校書權知例、以本院權知副正字口伝、俾令專務肄習吏文、此依三館陞轉例、叙用、（いずれも、『太宗実録』

卷三三、十七年三月丙辰「三十日」条、礼曹上「承文院牒呈吏文事件」

すなわち、(1)承文院で吏文に習熟する官員を他官に陞除する場合は、承文院の職銜を兼ねてつねに肄業させること、(2)吏文の学習者が少数であるため、あらたに文科に及第した者のうち、年少にして善書聰敏なる者十人を選抜して吏文を学習させること、の二点を要請したのである。

ここにみた如く、事大関係の遂行上、吏文の製述は国家にとって必須であった。それにもかかわらず、実際のところはさほど振るわなかつたとみえる。たとえば次に示す記事がそうである。

礼曹啓、承文院專掌事大文書、故扱可習吏文者、使兼其任、每朔考芸、然或称服制式暇、或称台省政曹謝前、不肯製述吏文、有違国家立法之意、自今、每当取才、除服制式暇・謝前、其余諸学、亦依此例、從之、(『世宗実録』卷三、元年三月戊申〔四日〕条)

これによると、承文院の官員は毎月行なわれる才芸の試験の際に、これを辞して吏文を製述しなかつたという。そこで、承文院の取才にあたっては家忌による休暇と台省・政曹謝前を除外することにより、当時の弊害の改善をはかつたのである。

一方、承文院は官員に吏文を教育するにあたり、中国語の訳書等を利用してゐた。具体的にはたとえば以下の記事をあげることができよう。

承文院啓、請印至正条格十件・吏学指南十五件・御製大誥十五件、命各印五十件、(『世宗実録』卷二二、五年十月庚戌〔三日〕条)

頒鑄字所印老乞大・朴通事于承文院・司訳院、此二書訳中国語之書也、(同書、卷六四、十六年六月丙寅〔二十一日〕条)

世宗代には、承文院は『至正条格』『吏学指南』『御製大誥』の印出を要請しており、また鑄字所に印出させた『老乞大』と『朴通事』を、同じく承文院と司訳院に頒布している。これらは承文・司訳両院で教習書として使用されたものであろう。というのも、『経国大典』礼典には次の如き条文がある。

承文院官員、每旬提調講所読書〔詩・書・四書・魯齋大学・直解小学・成齋孝經・少微通鑑・前後漢・吏学指南・忠義直言・童子習・大元通制・至正条格・御製大誥・朴通事・老乞大・吏文膳録〕、又製吏文、給分數、歳抄通

考、定等第「一等母過三人」、啓聞、（後略）（同書、卷三、礼典、奨勸条）

この条文により、承文院の官員が講読した書籍は多岐にわたることが知られよう。四書五經の經史類はもちろんであるが、とりわけ『吏学指南』（初心者のための実用吏文学書）、『大元通制』『至正条格』『御製大誥』（元代に使用された吏文の実用例文）、『朴通事』『老乞大』（漢語会話の教習書）は重視されたようである。これら諸書の講読と吏文の製述の成績は年末に通算して等級が定められ、提調によって国王に報告されたのである。いまひとつ注目すべきは、右の条文に列記された講読書が世宗代に漢吏学の取才に使用された講読書とほぼ一致している点である。<sup>28)</sup>これは制度化には至らなかった吏文科（漢吏科ともいう）の名残であろう。

これまで、吏文の製述が外交文書を作成する際に必須となるため、李朝政府がその振興策をいかに講じてきたかを見てきた。では、吏文の試験である吏文科はいかなる制度であったのだろうか。

吏文科の創設については前述の如く、太宗七年三月に権近の上書により実施されたとみられる。しかし、世宗五年十二月に吏文科は吏曹の啓により廃止された。

吏曹啓、在前、文科外別設吏文科者、縁無專掌衙門、今特設承文院、每於式年、扱文科中聡慧者、分差本院、講習漢吏之文、以專其任、請革吏文科、其赴文科者、兼試吏文、加其分数之法、仍旧、至式年分差時、以兼試吏文科者、為先定送、從之、（『世宗実録』卷二一、五年十二月乙丑「十八日」条）

吏曹は吏文科を廃止して、文科を受験する者には吏文を併試し、承文院へ分差するよう請願して王の裁可を得たのである。これは、太宗十一年に承文院が設立し、吏文教育が承文院の専掌となったことによる措置であったとみなすことができる。吏文科が廃止されたとはいえ、科擧の際に吏文が併試されたことは世祖代に至っても存続していた。たとえば、世祖六年五月には、文科初場に世宗の御製の書たる『訓民正音』と『東国正韻』『洪武正韻』の計三書を試講することになったが、このとき終場には吏文を併試することもあわせて取り決められた。

礼曹啓、訓民正音、先王御製之書、東国正韻・洪武正韻、皆先王撰定之書、吏文又切於事大、請自今、文科初場、試講三書、依四書五經例給分、終場、并試吏文、依对策例給分、從之、『世祖実録』卷二〇、六年五月癸卯〔二十八日〕条)

世祖代にも事大關係遂行上の理由から、吏文の必要性が認識されていたのである。

また、吏文は事大文書以外にも使用されている。一例として東西班の五品以下の告身をあげることができる。『世祖実録』よれば、従来、東西班の五品以下の告身には吏説を襲用していたが、鄙俚であるとされて、吏科および承蔭出身・封爵贈牒等の文牒と同様に吏文を使用するよう改正された<sup>31)</sup>。ここには、吏文が事大文書のみならず、国内の官文書にまで浸透した状況を垣間みることができよう。

結局、吏文科は『経国大典』には条文化されず、のちの『大典統録』（成宗二十三年〔一四九二〕）にも追録されはしなかつたが、中宗代に「吏文学官制」<sup>32)</sup>が制度化されることからみると、李朝政府は一貫して吏文の重要性を認識して吏文教育の振興策を講じていたのである。

### 3、吏文膳録の撰集

さきに『経国大典』では承文院官員の講読書の一つとして『吏文膳録』を定めたことについて述べた。では『吏文膳録』とはいかなる膳録であったのだろうか。そこで、この膳録の性格とその特徴、承文院との関係、ひいては李朝國家の政策上に占める位置について考察していくことにしたい。それにはまず、世宗十三年正月に礼曹が承文院の牒呈によって上啓した次の記事に注目したい。

礼曹依承文院牒呈啓、(中略) 吏文膳録、非唯矜式、吏文体制、具載本國事大節目、本院官員、務要悉知、但院藏膳録、只有一件、数多官員、難以遍閱、除年例外、撮其緊要文書、令鑄字所印出、各自披閱講習、從之、

〔『世宗実録』卷五一、十三年正月丙戌〔二十一日〕条〕

ここには、『吏文膳録』は対明外交上、たんに手本とすべきものではなく、吏文の体制であると記されている。これがまさしくこの膳録の性格でありその特徴でもあるといえる。また、これは李朝国家の事大の細則を具備収載するものであったという。これが事大主義を掲げる李朝国家の政策上に占める位置を端的に表現しているといえよう。ここで承文院所蔵の膳録は一件のみであったため、そのうち要なる文書を選び取り、鑄字所に印出させて承文院の官員各自に披閲講習させるよう求めていることから、承文院の官員はつねにこれを閲覽し、事大文書の作成とその素養となる吏文の習得にあたっていたことが窺えるのである。

ここにいう『吏文膳録』については、書写と印出に関する取り決めがあったことは、次の『世宗実録』の記事から明らかである。

議政府依礼曹呈申、吏文膳録、每五年一次書写、十年一次印出、從之、(同書、卷二二二、三十年八月丙辰〔二三日〕条)

すなわち、世宗三十年八月に議政府は吏文膳録を五年ごとに書写し、さらに十年に一度印出するよう上申し、王の裁可を得たのである。<sup>38)</sup>このことはさっそく実施されたとみえ、のち『端宗実録』には翌年以降の「吏文膳録」が実際に書写されたことを伝える記事がみえる。

承文院判事宋処寛等、進吏文膳録四卷・詔勅一卷・日本国書契一卷・日本国大内殿書契一卷・中朝榜文一卷・京外史庫所蔵吏文膳録二件、承文院、每五年、撰集膳録、以進、此自己巳(世宗三十一年〔一四四九〕、筆者註)至癸酉(端宗元年〔一四五二〕、筆者註)五年事也、(同書、卷二三、三年正月丁卯〔二十一日〕条)

承文院判事宋処寛らは、「吏文膳録」四卷、「詔勅」一卷、「日本国書契」一卷、「日本国大内殿書契」一卷、「中朝榜文」一卷、京外の史庫に所蔵されていた「吏文膳録」二件を進上した。このうち、「吏文膳録」は己巳年(世宗三十一年〔一四四九〕)より癸酉年(端宗元年〔一四五二〕)までの五年間の記録であることを明記している。右の史

料中に「承文院、每五年、撰集膳録、以進」とあるのは、さきにみた『世宗実録』に「史文膳録、每五年一次書写」とあったこととあわせて考えるなら、たんに五年ごとに書写するのみならず、撰集まで担当したことを意味するのである。

さらに『経国大典』礼典では、

春秋館時政記「撰集承政院日記及各衙門緊関文書、毎歳季啓冊数」、承文院文書、每三年印、藏本衙門・議政府及史庫、○書状官逐日記事、回還後啓下、承文院膳録、（同書、卷三、礼典、藏文書条）

とあり、「承文院文書」は三年ごとに印刷され、承文院と議政府および各史庫に保管することが明記された。おそらく、五年ごとでは記録が膨大になることから三年ごとに印刷するよう短縮されたのであろう。

『李朝実録』にはこの『史文膳録』以外に、「承文膳録」と記されたものもあるが、これは『史文膳録』の後世の別称であろうと考えられる。たとえば成宗代に、この膳録が『訓民正音』『東国輿地勝覧』『経国大典』などと同様に「緊関書籍」であると認識した梁誠之は、これらの諸書を印刷したうえ、春秋館および三史庫に各々一件を藏置して後世に伝えんと上疏した<sup>35</sup>。このことから、この膳録の価値の高さが容易に窺えよう。

さて、さきに引いた『経国大典』卷三、礼典、藏文書条の後半部分には「書状官は逐日事を記録し、帰国後に王の裁可をえて承文院が膳録する」との規定があつたが、これについては以下の関連記事をあげることができる。

一、奉使赴京、各起書状通事赴遼東使臣等官、但有陳奏事理、宣諭聖旨、礼部遼東省会及沿途聞見事件、回還十日内、一一開呈本院、以憑参考、其有違限不呈者、移文憲司、糾察、（『太宗実録』卷三三、十七年三月丙辰〔三十日〕条、礼曹上「承文院牒呈史文事件」）

伝旨礼曹、自今、赴京使臣聞見事目、分送于春秋館・承文院、（『世宗実録』卷三九、十年三月癸未〔一日〕条）  
太宗十七年三月の記事は、承文院牒呈の史文の事件により、奉使の各官には帰国十日以内に陳奏の事理、宣諭の聖旨、



礼部遼東の省会および沿途の見聞などを承文院に開呈させるよう、礼曹が上書したものである。次の世宗十年三月の記事は、赴京使臣の聞見事目を春秋館および承文院へ分送させるよう、命じたものである。この二件の記事から、赴京使臣による沿途の見聞記録は帰国後まもなく承文院へ送られたのち、おそらくは書写され、のちの使行録・使行別単の如き記録となったに相違ない。

以上みた如く、承文院においては『吏文膳録』が三年ごとに撰集・印出され、各史庫に保管された。この膳録をそのまますべて網羅したものではないが、これを資料として光海君代に編纂された外交文書集が『事大文軌』であり、宣祖・光海君両代にわたる事大関係の文書とこれに関連する日本琉球・満州関係文書を収録する。そして、この膳録をもとにさらに後代の正祖代に編纂されたのが『同文彙考』であり、朝鮮と清・日本との往復外交文書を集成したもののなのである。

#### 四、吏文習読官について

これまでに承文院の設立経緯とその機能についてみてきたが、ここでは承文院に所属する官員の性格を端的に示すものとして、吏文習読官を取り上げることにする。『経国大典』吏典によれば、

吏文習読官二十員、(同書、卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項)

とあり、承文院には吏文を習読する官員が二十人所属していたことを知らしめる。ここでは、この吏文習読官の職掌を明らかにし、それにより承文院の官員の性格を浮き彫りにしたい。

吏文習読官の存在については語るには、まず吏文学官についてみておく必要がある。吏文学官の性格について、もともと明瞭に記述するのは、次にあげる『世宗実録』の記事である。

吏曹判書許稠啓、吏文教訓人称訓導官、学習人称学官、日與承文院祿官同坐、應読諸書、以漢音講習、仍令本院

提調中一人日加考察勸励、且令礼曹毎月考講置簿、及其歳抄、通考啓聞、以憑叙用、又啓、請司訳院官員内、才堪教訓者、差訳学訓導官、才堪訳学者、差訳学学官、生徒中、択其聡敏可学者、別処一斎、資給学廩、特別教養、(中略) 従之、(『世宗実録』卷二九、七年九月丁巳「二十一日」条)

吏曹判書許稠の上啓によれば、吏文訓導官とは吏文を教授する者であり、これに対して吏文を学習する者を吏文学官といった。本来、訓導官とは参外の教官を指すが、右の記事に「吏文教訓人称訓導官」とあるのに着目してこれを承文院の機構に当てはめると、『経国大典』吏典には従三品参校と従四品校勘の割註にはいずれも「教訓」とある。したがって、参校と校勘がのちに承文院において吏文を教授する教官を兼ねたと考えられる。許稠はつづけて、吏文訓導官と吏文学官はつねに承文院の禄官とともに出仕するが、諸書を漢語で講習すべきであるという。そこで承文院の提調のうち一人に彼らの勤務状況を監督させ、礼曹が毎月彼らの勤務状況を記録し、年末にはこれをまとめて王に報告することを課したのである。これらの詳細な記録が彼らの叙用の際に大いに参考とされたのである。このとき許稠は、司訳院の官員たる訳学訓導官と訳学学官の叙用についてもあわせて上啓しているが、承文院の吏文訓導官・学官が司訳院の訳学訓導官・学官と密接な関係にあったことは充分に窺い知れる。司訳院のこれらの生徒のうち、聡敏なる者には学廩(学禄)を支給して特別に教育したことから推して、吏文学官の場合にも成績が優秀であればやはり同様の学廩が支給されたと考えられる。よって、吏文学官とは承文院の官員以外に禄を受けていた吏文学習者であったとみてよいであろう。

ついで同年十二月には、世宗は承文院官員と吏文学官に命じて、毎月一日と十六日以外には吏文の習読に専心させている。

伝旨、承文院官員及吏文学官、毎月初一日・十六日外、其余日、除衙仕、専委吏文習読、(『世宗実録』卷三〇、七年十二月辛卯「二十六日」条)

世宗代には一貫して吏文の習得を奨励する政策をとっていたが、右の記事は吏文習熟者の養成が事大文書作成の実務遂行上、欠くべからざる政策であったことを窺わせるものである。

ところが、いまここでみた吏文学官(4)に関しては『経国大典』に何ら規定条文がない。のちの『大典後続録』(中宗三十八年「一五四三」)には「漢吏学官(4)」の名がみえてはいるが、吏文学官は李朝初期では制度化されなかったのであろうか。

吏文学官が李朝初期の法典上では消滅したとはいえ、本節の冒頭にみた如く、『経国大典』吏典によれば吏文を習読する吏文習読官が承文院に置かれていた。一般に習読官は文臣の兩班が入属するが、兩班の子弟は技術学に従事することを避けたために技術学は沈滞し、国家政策の遂行上、大きな蹉跌を来したため、これを打開すべく文臣に直接技術学を習読させたのである。(4) 管見によれば、吏文習読官に関する初見は次にあげる『世宗実録』の記事である。

礼曹掾承文院呈啓、吏文習読人、初無定額、洪熙元年(世宗七年、筆者註)差六人、宣徳二年(世宗九年、筆者註)差十二人、凡十八人、厥数不多、且無定額、請加十二人、以三十人為定額、令本院提調選年少聰敏衣冠子弟充補、從之、(同書、卷四七、十二年正月辛未「三十日」条)

これによると、吏文習読人の定数は本来はなく、世宗七年に六人を、ついで世宗九年に十二人を追加任命し、計十八人の吏文習読人が所属していた。しかし、その定数は決して多くはなく、定数もないという。そこで礼曹は、この十八人に十二人を加えて吏文習読人の定数を三十人とすること、そしてその資格は、年少にして聰敏なる衣冠の子弟とし、承文院の提調が選抜して補充するよう請願したのである。李朝政府は事大文書作成のために特殊技術ともいえるべき吏文の習熟者を必要としたのであろう。

このように兩班の子弟が吏文習読人として選抜されたが、概して承文院の官員は職務怠慢という有様であった。世祖代には、吏曹が五ヶ条にわたる檢察節目を上啓したが、この檢察節目中には吏文習読人に関して次の如くある。

吏曹啓、承文院職掌漢訓・吏文、所任匪輕、而勸課之法未及、故本院官吏、慢不勤業、其檢察節目、請依啓目後條件、(中略)一、習読人等除磨勘事大文書外、勿許雜故、俾不廢業、(中略)從之、(『世祖実録』卷二〇、六年五月甲午「十九日」条)

承文院官員の怠業の原因は、承文院の職掌は漢訓・吏文であり、その所任が決して軽くはないにもかかわらず、勸課の法がまだ充分につくされてはいなかったことにある。なかでも吏文習読人は事大文書作成上、欠くべからざる要員であるため、その廃業を厳禁したのである。<sup>(48)</sup>

ところで、『経国大典』史典によれば、李朝初期には吏文習読官以外に「習読官」と称する官職としては、觀象監に天文学習読官十人、典医監に医学習読官三十人、司訳院に漢学習読官三十人が所属しており、いずれもその所属は正三品衙門である。<sup>(49)</sup>このうち、もっともまとまった規定があるのは次に示す天文学習読官である。

天文学習読官十員、従六品去官、後守令取才入格者叙用、本業精通者称肄習官、令治業、前銜則依無祿官例、叙用、(『経国大典』卷一、史典、京官職条、正三品衙門、觀象監の項)

これにより、觀象監所屬の天文学習読官が参外の祿官であったことは間違いない。となれば、同じく正三品衙門の承文院に所属する吏文習読官も参外の祿官とみて差し支えないであろう。

ただしこれは天文学習読官に関する規定であり、吏文習読官独自の性格を示すものとはいえない。『経国大典』には吏文習読官の性格とその職掌を明示する条文は収載されていないが、『経国大典』が成宗十六年正月に行用される以前に、承文院提調は六ヶ条にわたる吏文習読官勸課条件を議啓して成宗の裁可を得ている。<sup>(45)</sup>そのうちの三ヶ条をここでみてみよう。

一、至正条格・大元通制・吏文膳録及凡于吏文、毎日所読、限以十張以上、常仕提調、逐日置簿、毎節季、都提調一会、一朔所読撰、出三処、所読張数、各於名下、具録以啓、

一、吏文講読、製述分數、毎歳抄通考、依弘文館課試例、五次居首者、加階、資窮者陞職、其中特異者、優遷華要之職、懶慢者罷職、仍仕、

一、今揀択人員、依前例、勿除外任、專委隸習、雖犯罪作散、除重犯外、仍仕、(いづれも『成宗実録』卷九八、九年十一月庚午「十三日」条、承文院提調議啓、吏文習読官勸課条件)

ここには吏文習読官の職掌と李朝政府によるその奨励策があらわれている。すなわち、(1)吏文習読官は『至正条格』『大元通制』『吏文膳録』など吏文に関する諸書を毎日十張以上は読み、常時出仕する提調が逐日これを記録し、節季ごとに都提調が彼らの講読の状況を報告すること、(2)吏文の講読と製述の成績は年末に通算して等級を定めるが、その成績がとくに優秀であれば、特典として「華要之職」への遷転を許可すること、(3)吏文習読官は犯罪を犯したとしても罷職とはしないこと、を定めたのである。

これら三ヶ条はいずれも『経国大典』礼典にほぼ条文化されたものではあるが、『経国大典』礼典では吏文習読官の名はみえない。<sup>(46)</sup>しかし、さきに引いた『成宗実録』には「吏文習読官勸課条件」とあることからみて、『経国大典』礼典の条文は吏文習読官を念頭において定めたものと判断される。それゆえ、吏文習読官は承文院機構を象徴する実務官とみなしうるのである。李朝政府が吏文習読官を厚遇したのは、彼らこそが外交を支える実務官であったからにほかならない。それと同時に、政府が再三にわたり吏文の習読を奨励したのは、吏文習読官が技術官の一種であるゆえ、必ずしも振るわなかったことを物語るといえよう。

以上のことから、先にみた吏文学官とはその性格から推して、吏文習読人ではないかと判断される。さらに『経国大典』吏典が定める「吏文習読官二十員」とは、世宗十二年に定数三十人を以て設置した吏文習読人のことであり、のちに吏文習読官と改称のうえ減員されたと考えられるのである。

## 五、むすび

- 以上、李朝初期における承文院の設立経緯とその機能について究明してきたが、その結果は以下の如く要約される。
- (1) 文書応奉司は一国の文書を掌る機構として少なくとも太宗四年八月には設立されていたが、太宗代に事大文書の審覆が唐誠に一任されていたため、彼に代わる吏文の習熟者を必要とするようになった。文書応奉司は太宗十一年六月に承文院と改称し、上部機構の提調制を備えて発足した。そして同十七年六月には下部機構の参外官を増設したことにより、その機構はひとまず整備された。以後、世宗代にも若干の修正は加わるが、世祖十二年正月の官制改革により『経国大典』所載の職制がほぼ成立をみる。
  - (2) 承文院は詔勅および事大・交隣文書を収蔵するその機能の重要性に鑑みて、世宗二十五年五月に漢城の北部陽坊里より禁内に移設された。
  - (3) 承文院の機能は『経国大典』に「掌事大・交隣文書」とあるものの、実状では事大文書の作成が最重要課題であった。そのため李朝政府は『吏文指南』『大元通制』『朴通事』『吏文膳録』などを利用した吏文の教育を実施したが、吏文の製述は一種の技術職とみなされたため、実際には承文院官員の怠業が相次いだ。当時の事大の細則を具備収載した『吏文膳録』は承文院官員の吏文教育に使用されるとともに、三年ごとに撰集・印出して議政府および各史庫に保管された。
  - (4) 吏文習読官は承文院において吏文を学習する官員であり、世宗十二年に定数三十人を以て設置した吏文習読人をその前身とする。『経国大典』成立時には参外の禄官として定数は二十人に減員された。李朝政府は吏文習読官を優遇し、成績が優秀であれば「華要之職」に転任する道を開いた。また、世宗代には吏文学官とも称された。さて、李朝中期の李晬光（一五六三〜一六二八）は『芝峰類説』（光海君六年「一六一四」）のなかで、承文院の

堂下官を評して「近来解弛して提調会坐の日に、或いは病と称して来らざる者有り、極めて寒心と為す」と記しており、李朝中期にはすでに承文院の機能が低下しつつあったことを窺わせる<sup>47)</sup>。たとえば、中宗代（一五〇六—一五四四）に『訓蒙字会』『吏文輯覽』を著した崔世珍は漢訓・吏文の精通者であったが、史臣が「世珍系出卑微」と評した如く、事大文書に使われる吏文の製述はすでに両班から中人の手へ渡りつつあった。さらに李朝後期には、承文院の機構が縮小された。『統大典』（英祖二十二年「一七四六」）吏典によれば、堂下官の参校・校勘・校理がそれぞれ廃されて検校一人が減員となり、そのうえ吏文習読官に代わって「吏文学官三員」をあらたに配した<sup>48)</sup>。その原因として考えられるのは、李朝初期より吏文教育振興策を推進したにもかかわらず、吏文の製述を技術職とみなす社会的風潮があり、吏文教育が十分な成果を収めることができなかつたことにある。そのため、吏文の製述は両班の手から離れて中人の所業となり、承文院の機構は縮小せざるをえなかつたのである。

もちろん、李朝中期以後の承文院の展開過程とその機能の伸縮については『李朝実録』の記事と諸法典の条文を中心として究明していかなければならないが、他日を期すことにしたい。

（一九九三年十一月稿了）

〔註〕

- (1) 承文院の設立とその機構を取り扱った専論はないが、これに言及したものとせば、小倉進平『増訂 朝鮮語学史』（刀江書院、一九四〇年五月）、姜信沆「李朝時代の 訳学政策에 関한 考察 — 司訳院・承文院設置를 中心으로 —」（『大東文化研究』第2輯、서울、一九六六年六月。のち、『李朝時代の 訳学政策과 訳学者』〔塔出版社、서울、一九七八年五月〕に再録、鄭光『司訳院倭学研究』（太学社、서울、一九八八年九月）、同「朝鮮朝の外国語教育と訳科倭学について」（『関西大学東西学術研究所紀要』23、一九九〇年三月）などがある。

- (2) たとえば、『新增東国輿地勝覽』は承文院の前身について「在麗朝、称文書監進色、置別監」（同書、卷二、京都下、

文職公署条、承文院の項、李淑城題名記」と記録するが、この名称をもつ官庁は『高麗史』『高麗史節要』にはみえない。のちに『増補文獻備考』が「高麗置文書監進色、掌事大交隣文書、有別監」（同書、卷二二一、職官考八、館閣二、承文院条）と記録したのは、何ら考証を加えることなく『新增東国輿地勝覽』の記録を踏襲したものであろう。

- (3) 『高麗史』卷七七、百官志二、諸司都監各色条。このうち、漢語都監の初出は管見の限りでは、『高麗史』食貨志にその名がみえる（同書、卷七九、食貨志二、科斂条）ことから、忠烈王十五年（一二八九）三月にはすでに成立していたとみられる。都監であるから、高麗末期に臨時に設置された機関ではあろうが、のちの文書応奉司が吏文と漢文の学習を管掌したことから推して、吏学都監と漢文都監の機構をある程度継承して李朝初期に文書応奉司が設立したものと考えられる。

- (4) 『高麗史』卷七六、百官志一、通文館条。なお、司訳院については、姜信沆前掲論文、および鄭光前掲書に詳しい。
- (5) 李洪烈「雜科試取예 对한 一考」一特히 燕山君以後에 있어서 의 医·訳·籌学의 境遇—（『白山学报』第3号、서울、一九六七年十二月）、李成茂「朝鮮初期의 技術官과 그地位—中人層의 成立問題를 中心으로—」（惠庵柳洪烈博士華甲紀年事業委員會編『惠庵柳洪烈博士華甲紀年論叢』、서울、探求堂、一九七一年四月）、参照。

- (6) 『太宗実録』卷二六、十三年十一月己卯（三日）条。
- (7) 『太宗実録』卷九、五年正月壬子（十五日）条。
- (8) 『太祖実録』卷一、元年七月丁未（二十八日）条、および同書、同卷、同年八月辛酉（十二日）条。

- (9) この権近による勸学事目十二条件は、『陽村集』（顯宗十五年「二六七四」）卷三一、上書類、論文科書条にも収録されている。

- (10) 提調制については、李光麟「『提調』制度研究」（『東方学志』第八輯、서울、一九六七年十月）、参照。

- (11) 田川孝三「李朝貢納制の研究」（『東洋文庫』一九六四年十一月）、参照。

- (12) 『経国大典』卷一、吏典、京衙前条、承文院の項。なお、西班牙京衙前の諸員は承文院の場合、三人である（同書、卷四、兵典、京衙前条、承文院の項）。

- (13) 『太宗実録』卷二二、十一年十一月丙子（十九日）条。

- (14) 弘礼門は勤政殿の南門である勤政門と光化門とのあいだにある。『新增東国輿地勝覽』卷一、京都上、宮闕条、勤政殿の項。

- (15) 『成宗実録』卷一八一、十六年七月甲戌（二十六日）条。



- (16) 『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署条、北部の項。
- (17) この記録をもとに、たとえば『漢京識略』（純祖「一八〇〇〜三四年」代）は「世宗癸丑移建于禁内」と記録するが、やはりこれも「世宗癸亥」の誤りである（同書、卷二、闕外各司、承文院条）。また、『増補文獻備考』も同様の誤りを犯している（同書、卷二二一、職官考八、館閣二、承文院条）。
- (18) 李朝後期の承文院の所在地については、『大東地志』（金正浩、高宗元年「一八六四」）は「在中部貞善坊」と記録する（同書、卷一、京都、東班府署条、承文院の項、割註）。これは、正祖二年（二七七八）十月に消失した『正祖実録』卷六、二十年十月戊午「二日」条）のちに中部貞善坊に再建されたものである。
- (19) 実案提調については李光麟、前掲論文「提調」制度研究」、参照。
- (20) 『世宗実録』卷七九、十九年十一月癸卯（十七日）条。
- (21) 崔承熙「集賢殿研究 ―置廢始末斗 機能分析―（上）（下）」（『歴史学報』第三二・三三輯、서울、一九六六年十二月・一九六七年三月）、李載喆「集賢殿の 機能에 대한 研究」（『人文科学』第三〇輯、서울、延世大学校人文科学研究所、一九七三年十二月）、参照。
- (22) ただし、このとき校理一名が増置されたことになっているが、『経国大典』では校理は二名のみであり、実際には増設されなかったようである。
- (23) 『成宗実録』卷四、元年三月庚子（二十一日）条。
- (24) このことは、『新增東國輿地勝覽』卷二、京都下、文職公署条、承文院の項の「新增」の欄に「燕山丙寅（燕山君十二年「一五〇六」、筆者註）、革博士以下、今上初、復置」と記録されている。
- (25) 李載喆、前掲論文「集賢殿の 機能에 대한 研究」、参照。
- (26) 『世宗実録』卷二二、五年十一月甲辰（二十七日）条。
- (27) ただし、事大文書の繕練それ自体は造紙署の官吏が掌った。『世祖実録』卷三五、十一年三月丙子（二十九日）条、『経国大典』卷一、吏典、京官職条、従六品衙門、造紙署の項、参照。
- (28) 朝鮮総督府中枢院編『李朝法典考』（同府、京城、一九三六年二月、復刊は第一書房、一九七七年八月）、参照。
- (29) 鄭光「朝鮮朝の 訳科漢学斗 漢学書 ―英・正祖代의 訳科漢学試券을 중심으로―」（『震檀学報』第六三号、서울、一九八七年六月）、参照。
- (30) 『世宗実録』卷四七、十二年三月戊午（十八日）条。『経国大典』との異同は、「吏文膳録」を『世宗実録』が「事

大文書膳録」と記録する点のみである。

- (31) 『世祖実録』卷八、三年七月甲戌(十三日) 条。
- (32) 李成茂、前掲論文「朝鮮初期의 技術官斗 그地位」、参照。
- (33) この点に関して藤田亮策は「十年一次印出の膳録は吏文習得のための教科用のものかとも思われるが、又詳細の記録を逐次続刊したものの様にも考えられないことはない」と述べる。藤田亮策「吏文と吏文輯覧」(『書物同好会会報』第一五号、京城、一九四二年三月。のち、『朝鮮学論考』「藤田先生記念事業会、一九六三年三月」に再録、参照。
- (34) その他、『燕山君日記』に「承文録」(同書、卷五、元年五月庚戌「二十八日」条)、あるいは「中宗実録」に「承文院膳録」(同書、卷四七、十八年二月乙未「二十四日」条、および同書、卷一〇〇、三十八年四月辛卯「十七日」条)という呼称でみえるのは、承文院において書写・撰集された『吏文膳録』を指すものと考えられる。
- (35) 『成宗実録』卷一三八、十三年二月壬子(十三日) 条。
- (36) 中村栄孝「明・鮮外交文書集『事大文軌』」(『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年八月)。
- (37) 『同文彙考』の編纂経緯とその性格については、たとえば、中村栄孝「彙報 同文彙考の出版」(『青丘学叢』第一九号、京城、一九三五年二月)、田川孝三「彙報 同文彙考 卷三原編第三 田保橋潔校訂」(同、第二七号、京城、一九三七年二月)、全海宗「韓国近世 对外関係文献備要」(서울대학교文理科大学 東亞文化研究所、서울、一九六六年十二月)、国史編纂委員会編『同文彙考』解説(全海宗)(国史編纂委員会、서울、一九七八年十二月)などの解題があるため、ここでは立ち入らない。
- (38) たとえば、『世宗実録』に「議政府啓、謹按統吏典、各部学堂生徒、令成均館分司而教之、六品以上為教授官、七品以下為訓導官」とある(同書、卷七八、十九年九月戊申「二十一日」条)。
- (39) 『経国大典』卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項。
- (40) ただし、ここでいう吏文学官はのち中宗代の「吏文学官制」とは異なる。この制度は中宗二十年(一五二五)六月に南袞の要請により、承文院と司諫院の所屬として設置され、その資格は庶擧で六名程度の人員であった。姜信沆、前掲論文「李朝時代の 訳学政策에 関한 考察」、参照。
- (41) 『大典後統録』卷三、礼典、奨勸条。また、『攷事撮要』(魚叔權、明宗九年「一五五四」)にも「設吏文学官、後改吏文二字、為漢訓」とある(同書、上、大明紀年、嘉靖四年乙酉「中宗二十年」条)。
- (42) 李成茂、前掲論文「朝鮮初期의 技術官斗 그地位」、参照。

- (43) 『経国大典』卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、観象監・典医監・承文院の各項。
- (44) 優秀な吏文習読官は転任後であれ、廃業を禁じられた(『成宗実録』卷二二、三年八月壬申「八日」条)。
- (45) この成宗九年十一月の吏文習読官勸課条件は、かつて世宗代に礼曹が上啓した承文院勸課肄業法を強化したものである(『世宗実録』卷一〇三三、二十六年正月癸丑「三日」条)。
- (46) 『経国大典』卷三、礼典、奨勸条。
- (47) 『芝峰類説』卷一七、雑事部、故実条。
- (48) 『中宗実録』卷九七、三十七年二月辛酉(十日)条、崔世珍卒伝。
- (49) 『統大典』卷一、吏典、京官職条、正三品衙門、承文院の項。